

3 出願に際しての留意事項

- (1) 入学志願者は、国公立大学（独自日程で入学者選抜を行う公立大学・学部を除く。以下同じ。）「前期日程」で試験を実施する大学・学部から1つ、「後期日程」で試験を実施する大学・学部から1つ、合計2つまでの大学・学部に出願し、受験することができます。

したがって、「前期－後期」の併願は認められますが、「前期－前期」、「後期－後期」の併願は認められません。

なお、本学の学部等間においても、「前期日程」から1つ、「後期日程」から1つの合計2つの学部等又は同一学部等の学科・コースに併願することができます。

また、その場合は、それぞれに出願書類を提出し、検定料を納めなければなりません。

- (2) 「前期日程」の試験に合格し、令和7年3月15日(土)までに入学手続を行った者は、出願済みの「後期日程」の試験を受験してもその合格者とはなりません。
- (3) 国公立大学の学校推薦型選抜合格者及び総合型選抜合格者は、当該大学・学部の定める入学辞退手続により入学の辞退を許可された場合を除いて、本学を受験しても合格者とはなりません。
- (4) 国公立大学の一般選抜における合格決定業務を円滑に行うため、氏名、性別、生年月日、高等学校等コード、山形大学受験番号及び大学入学共通テスト受験番号に限り、合否及び入学手続等に関する個人情報を、独立行政法人大学入試センター及び併願先の国公立大学に送達します。

また、本学は、入学試験に関する個人情報を次の目的のために利用します。なお、この目的以外に当該情報を第三者に開示、提供及び預託することはありません。

- ① 入学者選抜試験実施のため
- ② 入学手続業務のため
- ③ 入試統計調査のため
- ④ 就学上必要な本学での業務のため
- ⑤ 医学部医学科地域枠入学者については、「山形県医師修学資金」に係る手続業務のため
- ⑥ その他大学として必要な業務のため

4 受験上及び修学上の配慮を希望する入学志願者の事前相談

本学に入学を志願する者で、病気・負傷や障害等のために受験上及び修学上の配慮を希望する場合、事前に相談することにより、配慮される場合があります。配慮を希望する者は、申請期限までに、以下の担当に電話連絡の上、所定の申請書に医師の診断書等を添えて提出してください。なお、申請期限後に発生したやむを得ない事情により配慮を希望する必要がある場合は、申請期限後であっても申請を受け付ける場合がありますので、該当する場合はできるだけ早めにご相談ください（学内で検討し申請をお断りする場合があります。）。

【申請期限】令和6年12月23日（月）まで

【担当】エンロールメント・マネジメント部入試課

TEL: (023)628-4141

また、事前相談は病気・負傷や障害等のある入学志願者が安心して受験に臨み、入学後スムーズに修学できるようにするためのものであり、相談内容によって、入学志願者が不利益を被ることはありません。

提出書類等の詳細については、山形大学ホームページの「入試案内」及び「受験生の方」でお知らせしております。

区 分	対 象 と な る 者
① 視 覚 障 害	・点字による教育を受けている者 ・両眼の矯正視力がおおむね0.3未満の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者 ・視力以外の視機能障害が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者 ・上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者
② 聴 覚 障 害	・両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者 ・上記以外で聴覚に関する配慮を必要とする者